

平成18年11月1日
江戸川区

住民基本台帳の一部の写し閲覧について〔閲覧申出（公益）用〕

平成18年11月1日から公用以外での閲覧は、住民基本台帳法に基づき、公益性が高いと認められる活動の実施についてのみ閲覧の申出ができることとなりました。

また、国、地方公共団体の機関から委託を受けて閲覧をする場合も本書の閲覧申出による手続となりました。

1 予約及び書類提出期限について

- (1) 閲覧希望日の属する月の前月の1日から閲覧希望日の10日前までの間に、口頭等により予約ができます。
- (2) 書類の提出は、閲覧希望日の10日前までです。
- (3) 提出日から1週間程度で閲覧の可否について、お電話等でご連絡します。

閲覧者の本人確認証に関しお尋ねしますので、本人確認証の種類、閲覧者の住所等、予めご確認願います。

2 予約ができる回数及び閲覧できる人数について

- (1) 閲覧は、半日を単位とし、原則1か月4単位までです（それ以上必要な場合は、ご相談ください。）。閲覧手数料は、30分1,000円です。
- (2) 閲覧できる人数は、1法人につき1人です。

3 閲覧申出書及び添付提出書類

委託を受けて閲覧の申出をする場合であって、委託者も閲覧事項を取り扱うときは、委託者も、共同申出者として 及び を記入、連署押印し、他の必要な書類の添付を要します。

必 要 書 類
閲覧申出書〔申出者（あれば共同申出者も）及び閲覧者の連署〕
公益性を証するもの（学術研究の場合は大学の委員会又は学部長による証明書等） 国又は地方公共団体の委託によるものは不要です。
調査票、アンケート用紙等サンプル
会社の実在を確認できる資料 発行後6箇月以内の商業登記事項証明書その他法人登記事項証明書等、法人の実在を確認できる資料。〔閲覧者・申出者及び共同申出者（官公庁を除く）それぞれ提出をお願いします。〕
プライバシーポリシー（個人情報保護に関する法律が適用される法人については、提出をお願いします。）
委託を受けて閲覧の申出をする場合は、委託契約書の写し
誓約書〔申出者（あれば共同申出者も）及び閲覧者の連署〕

複数の閲覧申出を一時に行う場合であって、必要書類 から までに共通の書類がある場合は、共通の書類について、その一部を提出することで、各閲覧申出書への添付を省略することができます。

4 閲覧当日について

- (1) 閲覧者は、本人確認証（免許証、パスポート等）をご持参ください。
- (2) ご希望があれば、登記事項証明書原本を返還いたします。
- (3) 閲覧は閲覧事項記載用紙をご利用いただき、写しを取らせていただきます。